

議案第87号関連資料 明石市福祉まちづくり基金条例の制定について

1 制定の目的

本市の福祉行政にかかる基金については、現在、「明石市福祉コミュニティ基金」と「明石市福祉施設整備基金」の2つがありますが、これらは支出対象が、「地域ボランティア活動」や「高齢者の健康増進」、「施設の整備」など限定的です。このため、多様化していく福祉ニーズを充足するための施策への充実に支障があるほか、市民等からの福祉目的の寄付などの善意の受け皿として機能しにくいという課題が顕在化しています。

そこで、これら社会経済状況の変化や市民の福祉ニーズの多様化に即応でき、柔軟で分野横断的な福祉施策を効果的に実施し、本市の福祉施策及び市民サービスのさらなる底上げを図るとともに、基金財政の健全化を推進することを目的に、両基金を整理統合し、新基金を設けるため、両基金条例を廃止し、新基金条例を制定しようとするものです。

2 条例の概要

(1) 基金の積立額（第2条関係）

- ① 市民、各種団体又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金額
- ② 用途を限定しない福祉の充実に及び向上に関する寄附金額その他市長が適当と認める寄附金額
- ③ 一般会計歳入歳出予算で定める積立額

(2) 基金の運用（第4条関係）

基金の運用から生ずる収益を予算に計上して、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる。

財源充当事業	(1) 高齢者福祉事業	(4) 生活困窮者支援事業
	(2) 障害者福祉事業	(5) 健康福祉事業
	(3) 地域福祉事業	(6) 福祉施設整備事業

(3) 基金の処分（第6条関係）

基金は、上記(2)に掲げる事業に必要な財源に充てる場合に限り、予算に計上して、処分することができる。

(4) 既存基金の廃止、経過措置（附則関係）

「明石市福祉施設整備基金条例」及び「明石市福祉コミュニティ基金条例」を廃止し、廃止前の両基金条例の現金（生ずる利益を含む）は、新基金条例に基づく基金とみなす。

3 施行予定期日

令和6年3月1日

4 両基金現在高（令和5年11月1日）

基金名	残高	
明石市福祉コミュニティ基金	375,377,081円	計 567,328,246円
明石市福祉施設整備基金	191,951,165円	